

## 日本通運株式会社と災害時における支援物資の受入、配送等に関する協定を締結しました

川崎市と日本通運株式会社横浜支店は、大規模災害時に国などからの支援物資を受け入れ、避難所等への輸送を円滑かつ速やかに実施するため、昭和44年に締結した協定内容を見直し、これまでの物資の配送に加え、物資の集積・搬送拠点としての場所や資機材の提供、荷役作業等への協力を行う協定を新たに締結しましたのでお知らせします。

なお、災害時における支援物資の受入、配送等に関する協定は、本市では3例目となります。

### 1 協定締結先

- 名称 日本通運株式会社横浜支店
- 所在地 横浜支店：横浜市中区尾上町5丁目78番地

### 2 締結日

令和6年9月24日（火）

### 3 内容

#### 【現協定】

- 物資の配送の要請に対し、可能な範囲で協力いただくもの

#### 【新協定】

- 支援物資の受入や配送等の次の要請に対し、可能な範囲で協力いただくもの
  - ・支援物資の集積・搬送拠点としての施設の提供
  - ・支援物資の集積・搬送拠点における荷役作業及び人員、資機材の提供
  - ・避難所等への支援物資の配送及び配送時の被災者の物資ニーズの収集
  - ・支援物資の受入、配送等に関する助言等を行う要員の派遣
- 要請による業務に要した経費は、川崎市が負担します。

### 4 協定書

別添のとおり

問合せ  
川崎市危機管理本部危機管理部 飯田  
電話 044-200-0561

## 災害時における支援物資の受入、配送等に関する協定書

川崎市（以下「甲」という。）と日本通運株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における支援物資の受入、配送等に関し、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 本協定は、川崎市域内に大規模な災害が発生した場合において、被災者に対して食料及び生活必需品等の支援物資の安定供給を行うことにより、被災者の生活の安定を図ることを目的として、甲が乙に対して行う支援物資の受入、配送等の要請手続等必要な事項を定めるものとする。

### （用語の定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「調達物資」とは、被災者のために甲が必要に応じて調達する物資をいう。
- (2) 「義援物資」とは、被災者のために甲に対して提供される調達物資以外の物資をいう。
- (3) 「支援物資」とは、調達物資と義援物資をいう。
- (4) 「避難所等」とは、支援物資の配送先となる川崎市内の避難所又は甲が指定する支援物資の供給場所等をいう。
- (5) 「物資集積・搬送拠点」とは、大規模な災害等により支援物資の受入、避難所等への配送等が円滑に行えないなど、甲が必要と判断したときに、支援物資の荷卸し、仕分け、登録、分配及び積込み（以下「荷役作業」という。）又は配送等の拠点として設置する施設をいう。

### （物資集積・搬送拠点の設置等）

第3条 物資集積・搬送拠点の設置場所は、災害時に物資集積・搬送拠点として甲が指定する施設のほか、甲の要請に基づき、乙又は乙の関係団体が提供する施設とする。

2 甲は、川崎市内における物資の流通状況が復旧するなど、物資集積・搬送拠点における荷役作業及び配送等の必要性が低下した場合は、状況を勘案しながら、物資集積・搬送拠点を閉鎖するものとする。

### （支援物資の受入、配送等の要請）

第4条 甲は、支援物資の受入、配送等のため必要と認めるときは、次に掲げる業務を乙に要請することができる。

- (1) 乙又は乙の関係団体の施設の物資集積・搬送拠点としての提供
- (2) 物資集積・搬送拠点の管理、運営
- (3) 避難所等への支援物資の配送計画の策定及び配送の実施
- (4) 配送時における被災者の物資ニーズの収集
- (5) 甲から指示のあった物資集積・搬送拠点における荷役作業の実施
- (6) 荷役作業に必要な人員及び資機材の提供
- (7) 支援物資の受入、配送等に関する助言等を行う要員の派遣
- (8) その他甲及び乙が必要と認め、かつ乙が応じられる事項

2 甲は、前項の規定による要請を行うときは、文書により行うものとする。ただし、文書により要請するいとまがないときは、口頭によるものとし、その後速やかに文書を交付するものとする。

(支援物資の受入、配送等の実施)

第5条 乙は、前条の規定による甲の要請を受けたときは、可能な限り協力するものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

(報告)

第6条 乙は、第4条の規定による要請により同条第1項に掲げる業務（以下「業務」という。）を行ったときは、文書により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

2 甲及び乙は、第4条第2項及び前項の規定により、要請又は報告した内容に変更が生じた場合は、その都度変更内容を相互に文書により通知するものとする。

(経費の負担及び請求等)

第7条 第4条の規定による要請により乙が実施した業務に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する経費の価格は、法令その他で定めがあるものを除き、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 甲は、乙から適法な支払請求書を受領したときは、乙に対し速やかに支払いを行うものとする。

(事故等)

第8条 乙は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して文書により報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

(損害の負担)

第9条 支援物資の受入、配送等により生じた損害の負担は、甲乙協議して定める。ただし、乙の責に帰する理由により生じた損害の負担は、乙が負うものとする。

(補償)

第10条 本協定に基づき乙が実施する業務に従事した者が、当該者の責に帰することができない理由により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。ただし、甲の責に帰するべき事由による場合は、この限りでない。

(機密の保持及び情報提供)

第11条 甲及び乙は、本協定に基づく業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は利用してはならない。業務の終了後又は本協定が終了した後についても同様とする。また、甲及

び乙はそれぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するよう努めるものとする。

(連絡責任者)

第12条 甲及び乙は、本協定に基づく担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選定するものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定により担当部署及び連絡責任者を定めた場合は相互に通知するものとし、変更した場合も同様とする。

(協議)

第13条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(適用)

第14条 本協定は締結の日から適用し、有効期間は協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の日までに甲又は乙が文書により本協定の終了を通知しない限り、更に1年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

(旧協定の廃止)

第15条 この協定の締結に伴い、甲及び乙が締結した災害時における物資の輸送に関する協定（昭和44年6月1日締結）は廃止する。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙署名又は押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和6年9月24日

甲 川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市  
川崎市長 福田 紀彦

乙 横浜市中区尾上町5丁目78番地  
日本通運株式会社 横浜支店  
支店長 東 順治